

マイナンバーカードについてのご案内

1 マイナンバーカードの保険証利用の申込みがまだの方へ

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備

マイナポータル

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone



Android



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



2 マイナンバーカードの申込みがまだの方へ



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バー
0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27








マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

横浜港湾健康保険組合

【 マイナンバーカードを保険証として利用すると 】

<input checked="" type="checkbox"/> ピッとするだけで、病院の受付を完了できる！	<input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費の一時的な支払いが不要に！
<p>顔認証(または4桁の暗証番号)によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。</p>  <p>※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。</p>	<p>入院などで、医療費が高額になった場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。</p>  <p>※対応していない医療機関では従来どおり限度額適用認定証が必要です。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 保険証としてずっと使える！	<input checked="" type="checkbox"/> マイナポータルで特定健診・薬剤情報をいつでも確認できる！
<p>転職や就職してもマイナンバーカードに保険証の利用登録をしていれば、保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。</p>  <p>※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。</p>	<p>マイナポータルから特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。また、本人同意のもと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。</p> 
<input checked="" type="checkbox"/> 医療費控除の手続きが便利に！	<input checked="" type="checkbox"/> 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になります！
<p>マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。</p> <p>※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。</p>	<p>令和5年1月から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡すことがなくなります。</p>  <p>※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は従来どおり紙の処方箋のやりとりになります。</p>